

令和元年度第2回市営保育所移管先選定部会 摘録

日 時：令和元年7月26日（金）午後7時から午後8時45分まで

場 所：京都アスニー3階 第2研修室

出席委員：安保千秋，岡美智子，川北典子，土江田雅史，山本奈未（敬称略：五十音順）

※計5名（委員欠席者なし）

【天川保育内容向上課長】

それでは、時間がまいりましたので、ただ今から、令和元年度第2回市営保育所移管先選定部会を始めさせていただきます。

皆様方におかれましては、大変御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私、本日司会を務めさせていただく幼保総合支援室保育内容向上課長の天川と申します。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードに設定していただきますよう御協力お願いいたします。

御協力ありがとうございます。

また、傍聴の皆様には御案内申し上げます。会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為が認められた場合は、京都市はぐくみ推進審議会運営要綱第5条に基づき、退場を命じることがありますので、あらかじめ御了承願います。

本日の会議につきましては、市民の皆様には議論の内容を広くお知らせいたしますため、京都市市民参加推進条例第7条第1項の規定に基づき公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

また、本部会は委員数5名のところ、5名の委員に御出席いただいておりますので、本部会が成立していますことを御報告させていただきます。

それでは、まず、本日の資料の御確認をお願いいたします。

1点目が『聚楽保育所における保護者説明会の概要』、

2点目が『聚楽保育所保護者アンケートの結果』

3点目が『京都市聚楽保育所保護者意見書』、

4点目が『募集要項の変更点』、

5点目が『第2回選定部会における審議事項』、

6点目が『令和元年度京都市聚楽保育所移管先法人等兼京都市じゅらく児童館受託者の選定に係る募集要項（案）』

となります。不足等はございませんでしょうか。

本日は、聚楽保育所における保護者説明会の概要及び保護者アンケートの結果について御報告させていただいた後、聚楽保育所の保護者の方と部会委員とで、募集要項（案）について意見交換をおおよそ30分から40分程度実施していただいたうえで、前回に引き続き、募集要項（案）について、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここからは安保部会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。安保部

会長，よろしくお願いいたします。

【安保部会長】

それでは，以後，私の方で進行させていただきますので，時間の点も含めて御協力をよろしくお願いいたします。

それでは，まず，「聚楽保育所保護者説明会及び聚楽保育所保護者アンケートの結果」について，事務局から報告をお願いします。

【村上公営保育所業務推進課長】

それでは，資料1を御覧ください。

聚楽保育所保護者説明会の概要でございます。

説明会当日は，19世帯20名の保護者の方が出席されました。

保護者説明会では，今後のスケジュールや募集要項案につきまして説明を行いました。質疑・応答の概要をまとめておりますが，資料2と重複する項目が多いため，資料1につきましては，質問の項目に紹介をとどめまして，詳細は資料2で説明させていただきたいと思っております。

なお，資料1及び資料2の報告につきましては，30分とさせていただきます。

まず，民間移管の根拠として，

今回の民間移管について，市営保育所のあり方に関する基本方針（改定版）に基づく再公募なのか，全く新しい計画に基づくものなのか，どちらかという御質問がございました。

また，民間移管の効果等につきまして，

民間移管によって，どれだけの効果があったのか，あるいはこういったサービスの向上やメリットがあったのか，また，一部問題も出てきたということはないのかといった質問がございました。

事後評価の点につきまして，

サービスがどの程度向上したのかという評価はあるのか，第三者評価がそれに当たるのか，また，一般的に民間移管する場合，京都市として事後評価するものではないのかといった御質問がございました。

続きまして，第三者評価につきまして，

過去に移管した保育所における移管前後の第三者評価の結果を見たいが，現在，京都市のホームページでは，市営保育所において受審した結果が閲覧できないという御意見がございました。なお，本市のホームページについては，説明会開催後に確認し，現在は閲覧できる状態になっております。

同じく第三者評価につきまして，

聚楽保育所での受審が平成25年度であることから，移管前に再度受審しておくべきではないかという御意見もありました。

次に，募集要項案における申請資格に対しまして，

乳児保育経験のない法人に申請資格があるのはおかしいといった御意見や，条件として，運営経験年数も追加して欲しいといった御意見が出されております。

移管後の運営に係る基本事項につきましては、

現状の条件では、市営保育所の保育を引き継げるのか不安という意見があり、各項目の条件においては、施設長や主任保育士、担任を務める保育士について、複数の御意見をいただいております。

児童館に関しましては、

児童館については意見を聞いてもらえないのかという御質問がございました。

最後にその他としては、本日の意見や保護者アンケートで提出する意見について、どの程度反映してもらえるのかといった質問や、保育所の雰囲気が変わり、知らない先生が増えると、保護者も子どもも不安になるので、不安を取り除く努力やアフターフォローを約束して欲しいといった御意見がございました。

ほかにも、質問・意見等ございましたが、主なものを御紹介いたしました。

続きまして、資料２、聚楽保育所保護者アンケートの結果についてでございます。資料２を御覧ください。

募集要項（案）につきまして、保護者の意見を広く聴くために聚楽保育所全保護者を対象としてアンケートを実施しました。結果をまとめた資料となります。

「１ 実施期間」につきましては、令和元年７月２日から１０日まで実施しました。

「２ 対象者」につきましては、聚楽保育所に在籍する全ての児童の保護者を対象としております。

「３ 実施方法」につきまして、次ページの別紙１のアンケートを配布し、封筒に封緘のうえ所長又は副所長に直接提出いただきました。

「４ 実施結果」につきまして、アンケート提出世帯数は８３世帯中４０世帯、そのうち意見を記載いただいた世帯が３４世帯となっております。なお、聚楽保育所の保護者には、７月１７日にアンケートの結果を配布させていただいておりますが、その後、２世帯から追加で回答がありましたので、本資料にはその２世帯分の意見も追加して掲載しております。

「５ 意見の内容」については、別紙２としてまとめておりますので、後程御説明いたします。

「６ 別紙の説明」にアンケートのまとめ方を記載しておりますので、参考に御覧ください。また、非常に多くの御意見をいただいておりますので、主なものに絞って御紹介させていただきます。

なお、回答につきましては、世帯ごとにまとめております。また、類似した意見等については、割愛させていただきます。このため、最初の世帯の方の回答については、多くの項目を説明させていただきますが、それ以降の世帯の方につきましては、割愛させていただく回答が多くなりますので御了承ください。

それでは別紙２の１ページを御覧ください。

問１についての１、保育所と児童館併せての移管なのに児童館の運営経験のない法人でも募集可となっていたり、保育所と児童館で審査内容に差がある点が非常に不安です、との御意見をいただきました。

本市としては、児童館は、公設・民設の違いはありますが、いずれも民間事業者に運営していただいております、同様の利用料金を徴収し、基準条例に基づく同様のサービ

スを提供していただいております、事業運営面における差異は基本的でないことから、京都市児童館指定管理者募集要項を準用することとしていますが、先日の選定部会での意見を踏まえ、指定管理者選定委員の意見も聞いていきたいと考えています。

続いて2、市はなぜ児童館の運営経験を必須項目にしなかったのですかとといった御意見をいただいております。

本市としては、準用する京都市児童館指定管理者募集要項においては、経験の有無を条件としていないことから、問題ないものと考えております。

続いて4、児童館の選定も移管後はずっと同法人で変更できないのなら、少なくとも保育所と同等の基準で審査を行うのが妥当ではありませんかとといった御質問を頂いております。

移管後は、他の民設児童館と同様に1年ごとの契約となります。また、委託元の責任において、必要に応じた運営面の指導を行ってまいります。

続いて5です。三者協議で解決できない問題にはどう対応するのですかと御意見をいただきました。

移管に関することについては、三者協議会において、保育園の保育の内容や運営等に関して、解決に向けて協議しています。その他個々の状況に応じて法人と保護者との直接の話し合いや本市が内容を確認することにより、対応していくものと考えています。

続いて6、申請資格について、0歳児から5歳児までの6年間の保育の経験が必要ではなく、6年以上の運営経験年数を申請資格に加えてくださいといった趣旨の御意見をいただきました。

民間移管におきましては、「移管後の運営に係る基本事項」の遵守を求めており、経験年数にかかわらず、内容が遵守できるのであれば問題ないものと考えております。

続いて7、同じく申請資格について、認定こども園、認可保育園の運営では、0～2歳児の保育経験がなく、そうした法人に産休明け乳児を預けるとするのは非常に不安であるといった趣旨の御意見をいただきました。

申請資格として、認定こども園として運営することも可能であることから、学校法人も移管先の対象となるため、申請資格として認定こども園と認可幼稚園を含めています。

また、これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができると考えることから、認定こども園と認可幼稚園を申請資格に加えることに問題はないものと考えています。

続いて9、園舎の建替え又は修繕について、園舎の建替えについて、現在の広い園庭が縮小されることが大変不安であるという趣旨の御意見をいただいております。

続いて10、候補者の選定方法について、選定方法において「総合的に」とあるが配点に基づく判断なのかといった趣旨の御意見をいただいております。

こちらは、配点に基づく判断となります。

続いて12、候補者の選定方法について、書面審査、実地審査において点数をつけるに当たり、その点数の基準と点数を付けた理由を明記するようにしてくださいとい

った趣旨の御意見をいただいております。

こちらは、移管先候補者の選定後、審査項目ごとの得点及び評価した点を公表することとしております。なお、点数の基準については、審査に係る影響を踏まえ、公表しておりません。

続いて13、基本事項について、委託契約上の位置づけを教えてください。また、委託契約において、この基本事項を別紙として契約に組み込み、契約上でも順守することへの法的拘束力を持たせてくださいとの御意見をいただきました。

聚楽保育所につきましては、民間移管後、民設民営で運営していただくことになることから、本市と委託契約を締結することはありません。移管後の運営に係る基本事項については、移管先法人等と本市において、締結する協定に盛り込む内容となります。

続いて15、基本事項の運営について、認定こども園として運営することを認める理由を教えてくださいといった趣旨の御意見をいただきました。

認定こども園として運営することで、1号認定の子どもを受け入れることができ、保育所を利用している児童の保護者が離職する等、保育の要件を満たさなくなった場合であっても、1号枠に振り替えることにより、退所することなく保育を継続することができる等、利用者にとってのメリットが大きいことから、認定こども園としての運営を認めることとしているものです。

続いて17、基本事項の費用負担について、三者協議会における協議を三者協議会における合意に変更してくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

続いて18から22にかけて、基本事項の施設長について、御意見をいただいております。18では、民間保育園の平均勤続年数24年又は京都市営保育所所長の平均勤続年数のどちらかを基本の条件としてくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

19では、社会福祉事業の「経験」とは何を指すのかといった趣旨の御意見をいただいております。

こちらについては、本市としては福祉に関する相談援助の業務を想定しており、雇用形態等についての区別はしておりません。

続いて20、保育経験12年以上としているが、どのような「経験」を示すのかといった趣旨の御意見をいただいております。

こちらについては、認可保育所（認定こども園を含む）で保育を実施している期間が12年以上であれば、その内容については問うていません。

続いて21、施設長3年以上としているが、どのような「経験」を指すのかといった趣旨の御意見をいただいております。

こちらについては、認可保育所（認定こども園を含む）の施設長を3年以上勤めていることを条件としており、雇用形態等について区別はしておりません。

続いて22、管理職務の経験を必須条件に入れていない理由を説明してくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

本市としては、基本事項に定める施設長の要件を満たせば、施設長として十分に業務に従事できるものと考えております。

続いて23から25にかけて、基本事項の保育士について、御意見をいただいております。

まず23、保育士等として経験10年以上とありますが、どのような「経験」を指すのかといった趣旨の御意見をいただいております。

こちらについては、保育士等としての経験を指しており、雇用形態等についての区別はしておりません。

続いて24、「乳児保育経験がある」とは何を指すのか、また、1名以上は産休明け保育の3年以上経験があることを条件に加えてくださいといった趣旨の御意見をいただいております

乳児保育経験について、経験年数は問うておらず、乳児保育に携わった者であれば、経験のある者になります。

また、産休明け保育について、これまでに乳児保育経験の無い法人に民間移管した実績があり、丁寧な引継ぎ・共同保育を行うことで、乳児の保育を引き継ぐことができていることから、問題はないものと考えています。

続いて25、京都市のキャリアアップ研修の全種別の研修を、いずれかの保育士が修了することを条件に追加してくださいと御意見をいただいております。

続いて28、基本事項の引継ぎについて、引継ぎ人数を2名以上に変更してくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

続いて29、基本事項の職員の育成について、市営保育所職員研修への出席は義務という理解でよいかといった趣旨の御意見をいただいております。

基本事項におきましては、「当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席すること」を規定しており、研修の対象となる保育士又は調理員がいる場合は、参加していただくことになります。

続いて30、基本事項の第三者評価について、移管前での聚楽保育所の第三者評価を必ず受審すること、また、移管前から劣化した項目があった場合に早急に改善することを法人に義務付けてくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

続いて31、基本事項の三者協議会について、保護者の構成について、各クラス1名以上に変更してくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

続いて32、基本事項の情報開示について、保育所の運営状況、法人の経営状況等について、保護者に対して情報開示を義務付けてくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

続いて33、基本事項の遵守状況の検証について、保護者の求めに応じて検証を実施することを明記してくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

続いて34、基本事項の障害児保育・配慮の必要な子どもの受入れについて、移管後の保育所に、配慮の必要な児童、障害児を同数以上、同程度受け入れを義務付けること、市営保育所において、配慮の必要な児童が多くなりすぎて運営に苦勞している状態で、市営の保育所を減らして、行き場をなくしたお子さんはどうしたらよいのかといった御意見をいただいております。

障害児の受入れに当たっては、各保育所の定員や人員体制、障害の程度等によって、各保育所において総合的に判断する必要があるため、市営であっても民間であっても変わ

りはなく、受入れを義務付けることはできません。

また、本市としては、障害のある子どもの受入れについて、子どもにとって最も望ましいのは、障害の有無にかかわらず、子どもがそれぞれの地域で育っていけることであり、このような幼児教育・保育環境を実現することが本市の目指すべき方向性であると考えています。保育利用児童の9割以上が民間保育園を利用し、現に障害のある子どもの約8割を民間保育園が受け入れているという本市の状況に鑑みても、市営保育所でしか障害児を受け入れられないという認識、あるいは、その状況が将来にわたって継続することを前提とすべきではないと考えています。

続いて12ページの7と8になります。民間移管後の委託費の用途について、移管後の保育園運営について、弾力運用を禁止してください及び委託費の8割を人件費として使用することを条件に追加してくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

続いて16ページの5、「本市職員が定期的に訪問し、保育の状況を確認します」とあるが、誰が、どのくらいの頻度で、何をどう確認するのか、確認してどうするのかといった趣旨の御意見をいただいております。

幼保総合支援室の保育士資格を持つ課長が引継ぎ・共同保育終了後、実際に移管先法人等が保育している様子を見学することで、基本事項に沿った保育が提供できているか確認します。確認の頻度は、その保育園の状況によって異なります。なお、確認の結果は、直ちに移管先法人等に伝えています。

続いて6、三者協議会の開催について、開催してどうするのですか、開催するのであれば、「合意するまで話し合うものとする」とか「解決に至らない場合には移管を撤回することもあります」くらいの記載が必要ではないかといった趣旨の御意見をいただいております。

三者協議会を開催し、移管に当たって課題等を協議することで、児童への影響や保護者の移行を十分に踏まえた移管となるよう取り組むこととしています。このため、合意又は解決できるよう取り組むべきだと考えますので、移管を撤回するといった記載は必要ないと考えます。

続いて7、なぜ京都市は児童の意見を聞いてくれないのか、子どもと子どもの代理人である保護者が選定部会に参加でき、三者協議会への参加及び日時の設定も「参加できる」日にしなければいけないという規則を明記すべきではないかといった趣旨の御意見をいただいております。

三者協議会の開催日時については、移管先法人等決定後、保護者、移管先法人等及び本市の三者において決めていくことになります。

続いて10、実地審査について、審査日を告知せずに行わないと通常の保育が見えないのではないかと、また、配慮を要する子どもに関して、受け入れをしていなければ減点をするくらいでないとバランスが取れないのではないかとといった趣旨の御意見をいただいております。

審査日については、多人数での訪問となり、各保育所の保育の状況（行事等）もあることから、事前に調整することになります。配慮を要する子どもの受入れについては、利用調整の結果、希望があって初めて受け入れるものであり、必要性を認識して

いても受け入れが無い場合もあることから、該当者がいないことをもって直ちに減点するということは考えておりません。

続いて15、保護者会活動について、「通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲」とは具体的にどの程度か、現状の活動に準ずる範囲」にするべきではないかといった趣旨の御意見をいただいております。

保護者会が施設の利用を希望する日時、場所において、保育所として保育や行事等に利用する場合を想定しています。基本的には現在も保育所の開所時間である19時までの間において、保育所の運営に支障がないと認められる範囲で利用を認め、例外的に職員研修や会議等、保育室が利用できない時を除き21時までの利用を認めているものであり、個別に判断するものであると考えます。

続いて問2の1、基本事項が努力義務ばかり。こんなあいまいな内容に対して重大な違反が起きるわけがない。もっと拘束力をもつ内容規定にするべきとの御意見をいただいております。

続いて2、子ども・保護者が選定委員として参加できないのはなぜか、また、スケジュールありきの移管でどうやって十分な議論が交わされたと言えるのかといった趣旨の御意見をいただいております。

当該保育所の保護者を選定委員とすることについては、審査の公平性、中立性の観点から、委嘱することはできません。そのため、市民公募委員として、「お子さんが保育園又は認定こども園のいずれかを利用している保護者の方」を選定部会の委員として委嘱しており、保育園の保護者の意見を適切に反映できるものと考えているからです。また、意見交換については、これまでの移管保育所の保護者との意見聴取・意見交換の時間との公平性から、同時間の30分、最長40分と設定しているものです。

続いて28ページの5、保育士の経験10年以上、7年以上というのは、何を根拠に示した年数なのか、また、乳児保育経験の「経験」とは如何なる資格での「経験」を指しているのか、保育士不足が叫ばれる昨今、新規に保育士を集めようとなれば新卒者の割合が多くならざるを得ない。子どもを預ける側として、全保育士の2/3が新卒者になりかねないような要件は認められない。経験年数については、引き上げをしていただきたい。その年数についてもしっかりとした根拠に基づくものでなければならないといった趣旨の御意見をいただいております。

保育士等としての経験を指しており、乳児保育経験について、経験年数は問うておらず、乳児保育に携わった者であれば、経験のある者になります。また、引継ぎ・共同保育として、前年度から保育士に従事いただくとともに、移管年度は市の職員が最長1年間残ることから、基本事項に定める条件の保育士配置であっても、引き継ぐことが可能であると考えております。

続いて30ページの3及び4、10園の移管が終了し、民間移管の政策的振り返りはどのようなになっているか。京都市全体の保育に与えたメリット、デメリットを示したうえで、この上移管を継続しなければならないとする理由、根拠は何か、また、「改定版」に基づく5園の移管終了により、財政の健全化がどの程度進んだのか明確な説明をしてほしい。民間移管そのものの見直しをすべきなのではないかといった趣旨の御意見をいただいております。

本市としては、「公」で行う施策であるからこそ、「最小の経費で最大の効果を得るための徹底した効率化を図る」だけではなく、社会経済情勢を踏まえ、民に委ねるべきは委ね、「公」はその実施責任を側面から果たしていくといった新たな仕組みづくりを進める等、不断の点検と検証が必要である、との考え方に立っております。

また、公営保育所の取組の中で裾野を広げていくべきものや、民間の活力をいかして多様な保育ニーズに応えていくことができるものについては、民間保育園にて実施されるべきものと考えています。

さらに、民間移管を進めることで、保育所整備のみならず、病児・病後児保育事業、一時預かり事業の拡充等、本市の保育サービス全体の充実が図られているものと認識しており、こうしたことから、本市としては、公営保育所の民間移管を着実に進めていきます。

次に、民間移管によるメリットの一つとして本市の財政効果があり、上記で回答したとおり、多様化する保育ニーズに対応するため、保育所整備のみならず、病児・病後児保育事業や一時預かり事業の拡充等、保育サービス全体の充実を図ることができま

す。また、民間移管により、公営では実施が困難な園舎の迅速な修繕・改修、園庭の整備、新たな行事の実施など、法人の創意工夫により運営が良くなったと保護者から評価されている取組もございます。保護者にとってのメリットもあると考えています。

デメリットとしては、保育士が半数以上代わることにより、利用されている子どもや保護者への影響が少なからず生じるかもしれませんので、利用児童等への影響が最小限となるよう、三者協議会を設置し、保護者の意見を踏まえながら保育所運営を進めていただくこととしています。

なお、保護者アンケートでは、移管当初お迎え時における担任の先生の保護者への声かけについて、市営の時と違いを感じるという意見が多くございます。

続いて33ページの問1についての4でございます。移管後3年以内に第三者評価を受ける事とあるが、5年以上受けていない聚楽保育所と移管後の園をどのように評価するのかとの御意見をいただいております。

第三者評価における評価項目及び評価基準が平成29年度以降、変更されており、変更前と変更後の単純な比較はできません。なお、聚楽保育所における第三者評価の受審につきましては、今後、検討していきます。

続いて35ページの問1についての1、今まで市営保育所が任ってきたセーフティ機能が働くか見えないとの御意見をいただいております。

続いて38ページの問3についての1でございます。公務員として採用した保育士は、市営保育所がなくなると、今後どのような仕事をしていくのかといった趣旨の御意見を頂いております。

市の保育士は、市営保育所以外では各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センター等で子どもや子育て家庭に関する業務に従事しています。

あと5分程度で説明を終了させていただきたいと思いますので、その間もうしばらく、よろしくお願いします。

続いて39ページの問1についての別紙の内容の1でございます。市はこれまで、

京都市聚楽保育所の民間移管の根拠として、2014年10月に策定された『市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）』を挙げており、今年度までの入所者に対しても同『基本方針』において「民間への移管対象保育所」とされている旨を説明してきた。しかし、今回新たに示された聚楽保育所の民間移管の計画では、じゅうらく児童館を併せて運営する法人等を募集するなど、従来の条件を大きく変更する内容であり、『基本方針』の内容からも大きく逸脱している。今回の聚楽保育所の民間移管計画が『基本方針』に基づく「再公募」であるのか、それとは異なる、新たな民間移管の計画か回答してくださいといった趣旨の御意見をいただいております。

今回の聚楽保育所の民間移管については、「市営保育所の今後のあり方に関する基本方針（改定版）」に基づくものとなります。

次の質問及び回答は、こちらのミスで同じものが並んでおります。大変申し訳ございません。訂正させていただきます。

続いて52ページの51、「6 候補者の選定等」の「(4) 市会の議決に係る事項」について、「事業者を選定することが著しく不適当と認められる事情」とは具体的にどのような事情か。また、「事業者を選定することが著しく不適当と認められる事情が生じたとき」には「事業者を選定しないことがあります」とは、「事業者を選定することが著しく不適当と認められる事情が生じた」場合でも「事業者を選定することがあり得るということか」といった趣旨の御意見をいただいております。

申請資格を偽る、重大な事件・事故を起こす等、社会通念上著しく不適当と考える事情があった場合におきましては、当該事情に応じて本市が判断します。

続いて55ページの「2 保育所編について」の(1) 定員・運営についての「保育所又は認定こども園として運営すること」について、移管後1年目から認定こども園への移行が可能かという御意見をいただいております。回答として、可能ですと回答しております。

また、こども園への移行について、「保護者の同意」は法令上必要とされていますかとの御意見をいただいております。

認定こども園への移行について、直接契約になるということがございますが、園そのものの移行については、保護者の同意は必要とされておられません。

続いて、(2) 費用負担について、「移管日の前日に在所している児童については」新たな負担を求めないとしていることについて、移管後に入園した児童については、園から在園児とは異なる新たな費用負担を求めてもよいということかとの御意見をいただいております。

移管後に入園した児童については、在園児とは異なる新たな費用負担を求めてもよいことになります。

また、費用負担については保護者の同意はどのように確認するのか、重要事項説明書に記載されていて、気が付かずにサインしてしまったらどうなるのかといった趣旨の御意見をいただいております。

費用負担については、三者協議会での協議によって、費用負担の変更の方向性を決めていくことになります。また、重要事項説明書の記載については、各自で内容を確認のうえ、署名していただくことになります。

さらに、費用負担に同意しない世帯があった場合、その世帯の子どもだけ同意した世帯と異なる取り扱いをするのかといった御意見をいただいております。

このような場合、異なる取り扱いをせざるを得ない状況となります。

最後にさせていただきます。

58ページの(5)引継ぎ・共同保育についての5つ目の意見として、移管後に残る「移管前の担任」は5人とされているが、クラス数が6クラスであるのに対し移管後に残るのが5人となっているのはなぜかといった趣旨の御意見をいただいております。

移管日の前日に在所している児童への影響に配慮し、移管前年度の0～4歳児クラスの担任が残ります。全クラスの担任が残らなくても、保育の引継ぎは可能と考えています。

全部は紹介できませんでしたが、この場での説明は以上とさせていただきます。

【安保部会長】

ただ今の事務局からの報告について、たくさんの保護者の方が回答していただいたものと思います。事務局からの報告について、御質問等ございますでしょうか。

【安保部会長】

このアンケートでいただいた内容と本日の聚楽保育所保護者意見書として出された資料も見させていただいておりますので、意見交換の方に進ませていただいておりますので、よろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、意見交換の方に進みたいと思います。

聚楽保育所の保護者の方は出席いただきましてありがとうございます。先に私たちが移動しますので、皆様方から見て右手の方に、御移動をお願いします。

[座席移動]

【安保部会長】

それでは、意見交換を始めたいと思いますが、意見交換が始めるに当たり、事務局から説明がございますので、まず事務局の方から説明をお願いいたします。

【村上公営保育所業務推進課長】

それでは、最初に簡単に御説明をさせていただきます。

先ほども説明させていただいておりますが、お時間につきましては、30分から最大40分とさせていただきます。このため、保護者の方、委員の方におかれましても、回答については端的にさせていただき、より時間を有効に使っていただきたい

と思っております。30分経過しましたら、その旨お声かけさせていただき、40分を経過している時点で質問している項目につきまして、一定終わったところで終了とさせていただきたいと思っております。

また、いただいた資料は大変多岐に渡りますが、途中で終了した場合につきまして、意見交換会は1回で設定しておりますので、改めて行うことは考えておりません。最初を選定部会委員から自己紹介していただき、保護者の方代表の方3名に自己紹介していただきます。その後、保護者の方から意見の趣旨説明をしていただいたうえで、進めていただきたいと思っております。趣旨説明開始から、意見交換会を開始するという形で進めていきたいので、よろしくお願いします。

〔自己紹介〕

【安保部会長】

ありがとうございます。それでは、保護者の方からいただいております保護者意見書について、御説明をお願いしたいと思います。

【聚楽保育所保護者会】

保育所というのは子どもにとっての大きなセーフティネット、言わば最大の保険だと思っています。聚楽保育所では、両親の就労を最も大きな理由とされている家庭が多いのですが、経済的な事情であったり、文化的な背景、健康上の理由や家庭の事情など、それぞれに皆さん事情は違うと思っています。ただ、私たち保護者も含め、この先も今日と同じ状態が続く保障はないと思っています。失業や天災、債務を負うなどで、経済的に苦しくなること、病気やケガで障害を持つことも十分に考えられます。両親や兄弟に、明日には介護が必要になるかもしれません。子どもについても、今は分からなくても途中で病気や障害、アレルギーが判明することもあるし、何一つ絶対に大丈夫という保障はどこにもありません。そんな中で、私たち保護者や子どもがどんな状態になっても、子どもには最良の環境で育って欲しい、そう願うことはそんなに大それた願いでしょうか。だからこそ、これまで聚楽の保護者会は弱い家庭にしわ寄せが行かないようにして欲しいと訴え続けてまいりました。先日、7月8日に行われた説明会でも、村上課長は「保護者の方は心配しすぎなんですね。」と私たちに言いましたが、7月10日に回収されたアンケートでも、御意見とされたものの多くが、皆さん読んでいただいていると思いますが、ほとんどが不安であったりとか、どのような変化が起こるか分からないという、そういった御意見だったと思います。

これまで京都市は何度も丁寧な説明を行ってきたと言いますが、本当にそれが行われているのであれば、なぜこんなに不安の声ばかり挙がっているのでしょうか。

誰しも結婚、引っ越し、転職など良い方向の変化であっても、慣れるまでは強いストレスを感じた経験があると思います。環境の変化だけでもストレスなのに、それに悪い方への変化があったら、子どもはどうなるのでしょうか。家族の生活を守るために耐えなさいというのは、保護者の私たちからすれば、とても耐えがたいことです。

聚楽の保護者の中には、子どもを預かってもらえるのであれば、どこの誰に預けて

も平気という人はいません。皆、子どもの幸せを一番に考えています。虐待のニュースが絶えない中で、こんなに素晴らしいことはないと思います。私たちの不安を取り除くためには、現在の募集要項（案）の疑問点の解消や努力義務止まりの部分で順守義務に変えるなど、明確な解決策を示してもらえないと考えております。法人の善意に任せるという一番威圧なものに頼らなくてはならない、そんな事態に陥ることはきっぱりと拒否させていただこうと思っています。

先日も、崇仁保育所の保護者が三者協議会で、法人との引継ぎの進め方について、保護者の同意を必要とする旨の誓約書を求めましたが、その部分は黒塗りで返却されたと聞いております。その解決に向けての京都市による問出しも一切なされていないと聞いています。やはり法人の善意や誠意に頼る基本事項では、子どもたちを守れません。この事態を見て、心ない法人が移管が決定してしまえばこっちのものと駄目もとで手を挙げることも十分に考えられます。

そもそも各園にはそれぞれの保育方針があります。個性があるから差別化を図れるのです。探してみましたが、公立保育所のような保育を目指していますという園はありませんでした。明らかに違うものに移管されるのですから、基本事項や審査項目、審査の採点基準を明確に、強固なものにしてもらえないと思っています。満点150点中、これまでの移管先の最低点が138点というのは異常だと思っています。こんなに採点基準が緩い、クリアしやすいものであってはならないと感じております。以上のことを踏まえて、保護者が納得できる形での厳しい審議を求めています。特に、3年前の選定部会で感じましたことは、皆さん委員それぞれに意見があるはずなのに、どなたかが出した意見に対して対抗するあるいは反対を求める意見が何一つ出なかったこと、つまり最初に発言した委員の言葉に全て流されてしまう、そんな審議では私たちは安心して任せられません。それぞれの委員の方が、皆さん専門性を持っておられる委員なので、それぞれの立場や自分の感性に沿って、戦うべきところは戦って審議と呼べる形で進めていただきたいと思いますと思っています。

非常に厳しい意見になりますが、3年間私なりに考え続け、そして保護者の代表として発言するに当たり、締めるところは締めていただきたい、安心できる内容にしていただきたいというのが私の答えでした。

【聚楽保育所保護者会】

続けて、提出させていただいている保護者意見書について説明させていただきます。

お手元の資料3として付けていただいているかと思います。後半は参考資料なので、ぜひ見ていただきたいものですが、本日資料2としてアンケートの結果を配っていただいていますので、それと被るあるいは今日お配りいただいた資料2が最新のものかと思っていますので、そちらを見ていただければと思います。

まず、保護者意見書については、事前に選定部会委員の皆様に京都市から送っていただいているということですので、事前に目を通していただいているという理解でよろしいでしょうか。よろしいですね。そうしたものとして、話をさせていただきます。

この間、保護者として、色々出てきた意見をまとめていく中で、こちらとしてはこんなことを考えているので、ぜひ皆さんに審議していただきたいあるいは、今後募

集要項に反映していただきたいという要望・提案というものを一覧としてまとめたものになっているかと思います。

というのも、先ほども京都市からアンケートの結果について御報告いただきましたが、皆さんがどう感じられたのか、先ほどは皆さんから意見が出なかったのも、ぜひ後で教えていただきたいと思いますけれども、全体としてタイトなものです。非常に保護者の不安の声に溢れています。

どんなアンケートが配られたのか、今日は全然説明がなかったのですが、このアンケート見ていただいたら、すごく回答しにくい内容です。まず、配布された募集要項（案）は非常に分厚いものですが、これを読んで疑問点があったら書いてくださいとあります。保護者としては、毎日毎日時間がない中でこれだけのことに回答するのはすごく大変です。それでも、保護者で集まって検討しながら意見を書きました。もちろん1人で書いた人もいます。

それに対して、今日いくつか紹介されたものがありましたが、例えば、我々が質問として書いたものに対しては、回答をいただけるのですが、それ以外の保護者が一生懸命に書いたものも意見とされ、きちんとした回答を示していただけていないものがたくさんあります。質問ではない意見に対して、京都市の考えを示していただけるのであればまだしも、それが無いということに関しては、保護者として不安を感じざるを得ないというのが実情です。

それから、先ほども確認があったように、2014年の市営保育所の今後のあり方に関する基本方針に基づく移管、再公募という説明ですが、やはり基本方針はすごく古いです。保育をめぐる状況がどんどん変わってきており、そういうものがきちんと反映されたうえでの再公募なのか、あるいはこの間、基本方針に則った形で移管が行われてきたので、それとの継続性かと思いますが、従来どおりの募集要項が用いられていますが、いま現状の保育がどれくらい反映されているのかということは、保護者としても疑問があるし、ぜひ専門の皆さんの意見を伺いたいと思っています。

そのうえで、我々としては、今日は選定部会委員の皆さんに話を聞いていただく唯一の機会です。ただ時間は足りないと思います。御意見・御質問等は後で出したいと思いますが、時間が足りないし、我々にも言いたいことがあります。もちろん十分な意見交換ができなければ、時間を延長していただくとか、また機会を持っていたとか、そういうことをしていただければありがたいですが、おそらくそうはならないだろうと思っています。今日は時間がないと思いますので、次回以降必ず私たちが作った意見書に沿った形で、我々が口を挟めないのであれば、読んでいただければ分かるように作ったつもりです。こちらが意見を言わなくても、これを読んでいただければ、きちんとやっていただけるように作っているつもりですので、次回以降保護者の意見・質問に答えていただき、また保護者からの提案に対して、しっかりと募集要項（案）に反映していただくことをぜひお願いしたいと思っています。そのために、今日詳細の資料を作ってきていますので。また、いくら詳細な資料を作っても、我々の意図がきちんと伝わるか分からないわけです。次回以降の審議でも、申し訳ないですが、委員の方々が我々の意図せざる解釈をされることがあると思います。というのも、2016年には、確実にそういうことがありました。我々がこういうつもりで提

案しているのに、全然違う意図として受け取られてしまったり、あるいは我々の言っていることを京都市の方に確認され、京都市の方が、申し訳ないですが、とんちんかんな回答をされたことが実際にあったと思います。

そういうときに、保護者の方から、「それは違います。」と言う機会を設けていただきたいと思います。審議に参加させろということではなく、「それは我々の意図と違います。」、「我々の提案の趣旨と違います。」といったことを説明させていただく機会を次回以降、今日全部審議されるなら別に良いのですが、次回以降そういうことになるのであれば、我々としても提案した責任というものがありますので、確保していただきたいと思いますというのが要望です。

それと、保育所の中に掲示板を設け、聚楽保育所の説明会では不十分、あるいは選定部会は難しい話で良く分からないという部分があるので、こういうような掲示板を設け、保護者の皆さんの生の意見を聞かせて欲しいということで、意見を集めてみました。この中には、直接募集要項に条件として反映できるかどうかは難しくても、生の声として挙げられています。委員の方には、意見をまとめたものを作ってきました。例えば、具体的なことですが、移管されたら、子どもが門のところで受渡しされるようになった、実際にそういう園があったみたいですが、園の中に保護者が入るのではなく、朝晩の受渡しが門のところで行われるようになり、保護者が園内に入れなくなった、担任の先生と話せなくなった、お迎えの時に子どもの様子を見ることができなかったという声があったりします。こういうものは募集要項になかなか反映できなかったりしますが、保護者としては、すごく気になります。具体的な不安や生の声も集めてみましたので、これも踏まえたうえで、こういった不安が解消されるにはどうしたらよいのかという視点で考え、審議していただき、特に我々としては募集要項がすごく大事だと思っています。

特に、すごく大事な点として、一つは応募条件です。法人の応募条件について、経験年数を問わないことになっていますので、保育の経験が1年2年でもあり得ます。崇仁保育所では、選定された時点で運営実績が2年未満の法人で、それを聞いて保護者が非常に驚き、撤回を求める署名に9割くらいの方が賛成したという話も聞いています。また、聚楽保育所の保護者会として、市内の法人に対して意向調査をしたところ、聚楽保育所の移管に手を挙げたい、検討しているという1法人から回答があり、調べたところ、その法人は非常に保育経験の浅い法人でした。特定されてしまうので、具体的な年数は言えませんが、すごく短いところでした。こんな話になると、非常に不安になります。我々は6年ということで提案していますが、1人の子どもが0歳で入所し、卒所するまでの保育をひと通り経験しているというのは最低限必要ではないかと思うわけです。あるいは、乳児保育をやったことのない幼稚園、学校法人でも、聚楽保育所の移管先に応募することができます。そもそも市営保育所の保育を引き継ぐことが大前提にされていることは、我々は何度も確認してきたつもりです。市営保育所の保育を引き継ぐに当たり、市営保育所と同じだけ保育をやったことがない法人にできるのか。情緒的な話ではなく、募集条件としてきちんと盛り込んでおくべきではないかという話です。

もう一つ大きいのは、移管後どういう運営がされるのか、そこに一定の縛りをかけ

るのが、募集要項における移管後の運営に係る基本事項です。これについても、京都市の案が現在の保育の状況を反映したものになっているかという点と非常に不安です。それについては、保護者意見書の11ページ以降になります。我々も、保育の専門家の方から話を聞いたり、色んな所に出かけたりして検討し、我々の思う最低条件として提案しています。

いくつかありますが、例えば、施設長という項目について、現在の募集要項（案）の中で求められている施設長の条件は、市営保育所の保育を引き継ぐに耐え得る条件とは言えないと考えています。市営保育所の所長の平均勤続年数が33年ということを見ると、認可保育所での保育経験12年以上では全然足りません。国平均で見ても24年という明確な数字が厚生労働省の資料に載っています。民間保育園になるのだから、民間並みでということであれば、少なくとも24年必要です。市営保育所を引き継ぐという当たり前の前提から考えれば、33年が必要であろうと考えています。

また、現在の募集要項（案）では、主任保育士が規定されていません。市営の場合は副所長になりますが、平均勤続年数29年になっています。国平均で言えば21年です。それくらいの保育士を確保すべきだろうと思います。

さらに、乳児保育経験のある保育士が何人以上という条件が設けられていますが、乳児保育経験とは何をもって乳児保育経験と言うのか、乳児の保育を1日でも経験したら、それは乳児保育の経験になるのかと伺うと、京都市の方はそうだとおっしゃいました。それでは、条件にならないわけです。国としては、キャリアアップ研修の分野研修として、乳児保育が設けられているわけですから、きちんと修了した保育士、障害児保育についても、経験何年と言っても、それを明確な形で保証されるものはやはりキャリアアップ研修の障害児保育分野を修了していることといったような、民間保育園になるわけですから、当然民間の保育士として、キャリアアップ研修を修了した人という規定を盛り込むべきではないかとか、挙げていけば切りがないですが、市営保育所の保育を引き継ぐとはどういうことか、どういう前提で考えなければならないのか、ということを募集要項への提案という形でまとめております。

我々は全部必要だと思いますので、これを反映させていただきたいというのが、保護者の意見書をまとめてきた者の意見です。

【聚楽保育所保護者会】

保護者の我々としては、色んな意見を書類にまとめましたので、ぜひこれを基に審議していただきたいと考えております。今回、事前にお読みいただいたと思いますので、意見書に対して各委員から御意見・御質問等をいただきたいと考えておりますが、何か御質問等ありますでしょうか。

補足資料等を読むのは大変だと思いますので、意見書についてお願いします。

【川北委員】

聚楽保育所の今の保育を移管先にも絶対に引き継いで欲しいということだと思いますが、普段の保育で聚楽保育所の保育でこんなところが良い、障害児のことやアレ

ルギーのことを書かれています。普段の保育で先生たちがこんな風に関わってくれるところが良いとか、こんな風に保護者と先生が話せるところが良いということがあれば、具体的な様子を聞かせていただきたいと思います。

【聚楽保育所保護者会】

私は現在年少児を預けていますが、最初言葉が出るのが遅かったです。1歳から保育所に入所し、両親は認識不足でそこまで気にしていませんでしたが、担任の先生が気にしてくださり、こういうところが心配で、多分ほかの子どもたちと関わっていく中で言葉が出てくるとおもいますが、それでも追いつかない時には療育も考えてくださいと言って、子どものことに対して主体的、積極的に子どものためにどうしたらよいかという視点で子どもにも親にも関わってくれました。その保育士は今も担任3年目として良くしてくれており、年少になるときに言葉が出るようになり、先生が療育機関に行くか行かないかの判断の際、自分で電話してくれ、保育所での様子なども伝えてくれたので、非常に助かりました。先生に余裕があるのかもしれませんが、子どものためにどうしたらよいのか積極的にみてくれていることはありがたいです。そういう対応をするためには、経験が必要であり、不安や問題を見つけられるのかという点でもキャリアが必要と思うので心配です。もし自閉症などになった際、移管先でちゃんと対応できるのかという点は大きな不安であります。

【聚楽保育所保護者会】

私も1人目が障害児で入所していましたが、そのとき加配で付いていただいた先生が保育所以外での経験のある保育士でした。公立の場合は、異動があり、保育所以外の経験を持っている先生がいます。全員がそういった先生ではなくても、保育所に何人かはそういった先生がいらっしゃいます。今は0歳児でお世話になっており、0歳児なので、何を言いたいのが分からないときがありますが、経験豊かな先生が担任ですので、こういうことができるようになったと先生に言われて初めて気づくことが非常に多いです。そういったことをこちらが尋ねなくても教えてくれます。先ほどの意見にもあったように、入口で子どもを受渡ししていると、普段何をしているのか様子が全然分かりません。また、通院であったり、親や家族の事情であったりで、少し遅れますという連絡をしたときでも柔軟に対応してくださるので、本当に心強いです。

【聚楽保育所保護者会】

早朝7時から利用している保護者もたくさんいますが、早朝担当の先生がおおよそ決まっており、親から離されるのが嫌でしょうがない子どもでも、毎日決まった先生がいてくれることは安心です。19時まで預けている保護者にとっても同様であり、子どもを遅くまで預けますが、毎日同じ先生が担当でいてくれることへの安心は非常に大きいです。

【聚楽保育所保護者会】

逆に、委員の方々は、市営保育所をどのように評価され、良さをどう考え、どこを

引き継ぐべきと考えているのか教えていただきたいです。

【川北委員】

私が個人的に評価しているのは、遊びを中心としたのびのびした保育です。京都市の保育のガイドラインにも記載されていますが、私はその観点で評価しています。

【聚楽保育所保護者会】

例えば、みんなでこの遊びをしようと言ったときに、それは嫌だという子がいても、それを認めてくれる懐の深さが良いところだと私は思っています。頭ごなしにみんなと同じことを楽しめない子はおかしいというレッテルを貼らない、もちろんみんなのできた方が楽しいけれど、そうでない楽しさもあることを一緒に分かってくれる先生がいるところが良いと思っています。

【聚楽保育所保護者会】

1点御理解いただきたいことがありまして、我々は聚楽保育所の良いところを色々感じています。こういう保育所にして欲しいという意見にしてしまうのではなく、それを実現するためにはどういう条件にしたら良いのか、どういう園に来てもらえば、それが実現されるのか、今の良いところを引き継げるのかを考えたのが、こちらの条件になります。数字や経験しか書かれていないように見えますが、今の良い保育所を引き継ぐための条件として抽出したものです。我々が良いと思っているところを法人に引き継いでくれることを性善説として期待するだけでは不安であったため、条件として提案していると御理解いただきたいです。条件は前提であり、良いところがたくさんあるということです。

【土江田委員】

大勢の方の御意見が聞けたのは良かったと思いますし、また資料をいただき、生の声が聞けたことも良かったと思います。まとまった形での御意見も大事ですが、本当に生の声というものは貴重だなと考えています。私なりの意見としては、市営保育所の良いところは一人ひとりを大事するという素敵なコンセプトが一人ひとりの保育士に行き届いていると感じています。先ほど、入口で受渡ししている園があるということもおっしゃっていましたが、そういった点についても、実地審査において、そういう対応をしている保育所に対しては、こういうところができている、こういうところがないということで評価しているつもりです。我々なりに一生懸命やっていることを御理解いただきたいと考えています。

【村上公営保育所業務推進課長】

お時間もありますので、端的な答えでなるべく多くの意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【聚楽保育所保護者会】

私たちも民間の保育園が駄目だとは全く思っていないです。民間保育園にもすごく良い園がいっぱいありますし、色々特徴もあります。市営保育所の保育を目標にしており、こんな風にやりたいと思っているのにできないという民間保育園の保育士さんともいっぱい話をしてきました。民間保育園が駄目だとは思っていませんが、前提として、市営保育所の保育を引き継ぐということは京都市からも確約を得ていることです。その前提で考えていただきたいです。民間保育園が駄目だとは思いませんが、一方で差があるのも事実だと思います。保育士不足や労働条件など色々なことがありますので、民間園を否定しているわけではありませんが、どんな法人が来るか分からないということに対しての不安があることは御理解いただきたいです。

【岡委員】

私は障害の立場ですので、端的に言いますと、障害者や支援を要する子どもたち及び家族を含めて育てることへのモデル的な保育をして欲しいです。そして、各地域の民間園に考え方や理念、ノウハウ・スキルそういうものを積極的に伝える役割をしていただきたいので、当然引き継ぐ民間園ではできないと言われては困ります。民間の保育園ができる限りそういうことをしてもらわなければいけないです。障害者差別解消法ができ、市でも条例ができました。障害を理由に保育を受けられませんかと言うことは差別です。その子に対しての合理的な配慮をしないということは差別です。だから、そういう意味では、その頃の移管後の運営に係る基本事項とは変わっており、障害者差別解消法ができ、支援を要する子どもたちには、きちんとした合理的な配慮をすべきです。今はあからさまに障害があるから保育を受けられませんかということはないと思います。そういう言い方はしないけれど、実際は差別に当たります。

【聚楽保育所保護者会】

何度も申しあげましたが、上の娘の時とは状況が違うと思いますが、まず、電話で問い合わせた時点で一つも見学にすら行けていません。それが私の実体験です。保育の話とは違うかもしれませんが、放課後デイでは、歩ける子は行くところがありますが、自分で車に乗れないと駄目ですと平気で言われます。保育所だから、そういうことがないという保障はありません。未だに、それほど混んでいない市バスでも、「大変混んでいるので、大変申し訳ございません。」という対応があります。タクシーも紐がないという理由で断られ、「分解して乗せることができます。」とこちらが熱意を持って言わないといけないのが現状です。これから保育所に行きたいというときに、フルタイムで働ける人がどれだけいるかということもありますが、点数で落とされていることがあるかもしれないですが、セーフティネットの機能が働くかすごく心配です。時代が変わっても、現状がまだ追いついていないということがあります。

【村上公営保育所業務推進課長】

あと時間もう少しですが、市民公募委員の方はまだ市営保育所を見学されていませんので、審査までに実際に見学していただいたうえで、意見を部会の方で。

【聚楽保育所保護者会】

発言してもらってください。

【村上公営保育所業務推進課長】

保護者意見に対しては発言していただけてよいと思いますが、市営保育所の良いところについては。

【聚楽保育所保護者会】

なぜ口を挟んだのですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

状況だけお伝えしようと思いました。

【聚楽保育所保護者会】

意見交換会なので。

【村上公営保育所業務推進課長】

分かりました。

【山本委員】

意図とは違うかもしれませんが、私は1歳4箇月の娘を民間園に預けています。保育士不足や経験のない先生がいることについて不安があることはすごく分かります。やはり乳幼児期は子どもが著しく成長する時期であるため、どういった環境で育っていくかということが、その子の情緒や感情の形成に大きく関わっていくと思います。私も皆さんが心配だとおっしゃっていることはすごく分かります。民間園に0歳児から入園し、最初は不安で泣いてばかりいましたが、0歳児担任の先生が丁寧に関わってくださり、泣くことなく登園できるようになりました。1歳になり、がらりと担任が替わりましたが、新しい担任の先生も丁寧に関わってくださったことで、泣かずに登園できており、子どもにも順応性があるので、不安の中でも心の拠り所になる先生を見つけ、過ごしてくれているのかなと思います。

また、経験年数が浅い先生が働くことに不安があると思いますが、1年目や2年目の先生が新しいアイデアなどで良い方向で変わっていくのではないかと思います。変わらない部分と変えていく部分があってもよいと思います。個人的な意見なので、気を悪くされたら申し訳ないですが、そういう意見です。

【安保部会長】

市営保育所の素晴らしいところは、子ども一人ひとりを大事にしており、子どもを主体として、それぞれの子どもの発達を保障しているところがすごいと感じています。それだけではなく、子ども同士の集団を大事にして、子どもたちが面白いと感じるような遊びをされているところが素晴らしいところだと思っています。個々の保育士に

についても、研修が徹底されているなと思っております。ただし、市の予算の関係で施設が非常に古いところがあり、保育士さんの努力で補っている部分が大きいと思っています。

他に御意見はございますか。

【聚楽保育所保護者会】

お願いしたことについて、回答をいただけませんか。

【安保部会長】

お願いとは、どの点ですか。

【聚楽保育所保護者会】

意見書を踏まえて審議してくださいとかいくつか申し上げました。

【安保部会長】

この意見については、御意見として聞かせていただきますが、先ほどこの条件が最低条件だとおっしゃられました。そのことについては、これから審議させていただきます。丁寧な御意見をいただいておりますので、この意見を踏まえたうえでの審議を行っていきたいと考えておりますが、たくさんのことを書いていただいておりますので、全ての項目を取り上げさせていただくかどうかについては、今の段階ではお約束はできないと思います。

【聚楽保育所保護者会】

今日場で全て扱うことはできないと思います。とはいえ、2016年の選定部会では、1回増やすことにしたのでですね。

【聚楽保育所保護者会】

2017年のときは増やしましたよね。保護者提案を踏まえた審議のために、1回分くらいは増えていますよね。

【村上公営保育所業務推進課長】

その時は4回で終わっています。

【聚楽保育所保護者会】

2017年の修学院の時ですよ。1回増やしていませんか。

【村上公営保育所業務推進課長】

増やしてはいません。

【聚楽保育所保護者会】

4回のところを5回にしていせんか。

【聚楽保育所保護者会】

様々なパターンがあると思いますが、そのような形である程度柔軟性があるはずだと思います。項目が多いことを理由に全項目を審議しないということではなく、保護者の意見として挙げていますので、これを審議できるようにスケジューリングをしていただきたいです。

【村上公営保育所業務推進課長】

まず、お時間が来ておりますので、一旦ここで終わらせていただきます。先ほどの補足として、修学院保育所と淀保育所の時は、意見交換を各々の回で実施したので、回数としては5回になっておりますが、まとめて行くと、予定どおりの4回で終了することになります。

また、項目が多いから審議しないということではなく、部会長がおっしゃったのは今の段階で全部議論したうえで反映できるかどうか分からないということです。

【聚楽保育所保護者会】

安保部会長は別のことを言っています。

【聚楽保育所保護者会】

全部反映できるわけではないということは聞きました。そうではなく、審議できるかどうか分からないとおっしゃいました。

【安保部会長】

例えば、記載されていることについて、一つひとつの項目を逐一取り上げるわけではなく、まとめて審議させていただくこともあると思います。審議に当たって、個々の項目ごとに取り上げさせていただけるかについては、今の段階でお約束できないという意味で申し上げました。

【聚楽保育所保護者会】

最初から1項目ずつ全部を審議するわけではないという趣旨で受け止めておけばよろしいですね。

2016年の聚楽の時や2017年の修学院の時は一定提案した項目について審議していただいたと思っていますので、あのような進め方を目安にしていればよいと思います。

大体そのようなイメージでよろしいですか。

【安保部会長】

いただいた意見なので、審議はさせていただきますが、例えば、その言葉が入っていなかったからと言って審議をしていないであったり、それぞれの項目を立てていな

かったからと言って審議をしていなかったというものではないという旨を申し上げました。審議の方法については、こちらにお任せいただきたいと思います。

【聚楽保育所保護者会】

もう一つお願いしていましたが、回答をいただきたいと思います。要は、我々の意図が伝わり切っていないと思ったときに、それは違いますと言える機会をいただきたいと思います。2016年の時もお願いしましたが、うやむやになってしまいました。

【安保部会長】

そのことについては、私の一存になりますが、これまでからこの場で取り上げたことについて、色々御意見をいただいております、委員は全員目を通しておりますので、例えば、取り上げた項目について、違うのであれば、傍聴者意見票でその旨事務局に伝えていただければ、それについては確認させていただきます。

【聚楽保育所保護者会】

誤解があった場合は次々回とかで、その部分を検討し直すこともあり得るということですか。

【村上公営保育所業務推進課長】

次回の選定部会における審議で誤解などがあれば、安保部会長がおっしゃったように意見票で書いていただければ、次々回の選定部会で対応が可能なので、そのように対応させていただきたいと思います。最終回についてどうするかは、また検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【聚楽保育所保護者会】

2児の母でたくさんのママ友ができ、みんな色々な保育所に預けていますが、違う保育所におけるリコーダーの発表会で、うまく吹けない子どものリコーダーにティッシュを詰めて発表会をされたと聞いたことがあり、その子の親だったらどんな気持ちになるだろうと思い、そういう保育所にはなって欲しくないと思います。聚楽保育所の先生方はできない子に対しても、すごく優しい目で温かく見守ってくださるので、ぜひそういうところに民間移管していただきたいと思います。民間移管に反対するというわけではありません。ぜひ良い保育園に移管されるようお願いいたします。

【聚楽保育所保護者会】

先ほど市民公募委員の方がおっしゃいましたが、新しい先生が嫌とかではありません。割合が2／3でも問題ないという条件になっています。自分の職場がそんなことになれば、仕事できません。そういう意味です。

【聚楽保育所保護者会】

今の要件では、新任の方が2／3でも良いことになります。例えば、そういう民間

園があったときに、そうでない園とどちらを選ばれますか。我々は選ぶことができない状態であることを御理解いただきたいと思います。

【聚楽保育所保護者会】

挙げれば切りがありませんが、保護者には不安の声が多いので、具体的に条件として定めていただき、ブレーキをかけるということを念頭に置いて考えていただきたいと思います。

【土江田委員】

必ずしも条件でなくとも、我々の審議の中で決めていくということは実際にあります。

【聚楽保育所保護者会】

募集要項（案）に盛り込む条件を審議していただきたいと思います。

【土江田委員】

募集要項で考えるか、審議の中で評価するかについては、お任せいただきたいと思います。

【聚楽保育所保護者会】

移管後の運営に係る基本事項については、委員の方が審査するわけではありません。

【土江田委員】

そこは関係ないです。

【聚楽保育所保護者会】

募集要項（案）を作るのは、委員の方です。どういう運営になるかについては、移管後の運営に係る基本事項でしか縛れないわけです。市営保育所の保育を引き継ぐだけの運営ができる条件を念頭に考えていただきたいと思いますという意味です。

【安保部会長】

御意見としては、移管後の運営について、可能な限り縛ることのできるような要件にして欲しいという御主旨だと承りました。

それでは、意見交換についてはこれで終了したいと思います。本日は、お子さんがおられて出にくい夜の時間にもかかわらず、お忙しいところ来ていただき、誠にありがとうございました。また、本当のたくさんの御意見をいただき、意見書につきましても、本当にたくさんの時間を費やされたと思います。私たち委員に対して、分かりやすくまとめていただきまして、本当にありがとうございます。我々部会委員としましても、本日いただいた意見を参考にしながら、審議を深めてまいりたいと思います。本日はありがとうございました。それでは、席の方にお戻りいただきますようお願い

します。

[座席移動]

【安保部会長】

そうしましたら、本日は募集要項の審議に入ろうと思っていたのですが、本会場の使用時間が9時までということです。審議事項については、どういたしましょうか。

【村上公営保育所業務推進課長】

資料5の審議事項につきましては、御説明のうえ、委員の皆様にご意見をいただきたいと思っておりますので、次回改めて資料を用意のうえ、説明させていただきたいと思っております。

また、本日は資料4及び資料6を用意しております。資料4につきましては、事務局による数値間違いなどであり、保護者アンケートでも回答させていただいておりますと訂正させていただいております。前回安保部会長から御意見をいただきました子育て支援室につきましても、説明書きを追記しております。

変更前と変更後を対比していただければ、お分かりいただけるかと思っておりますので、説明については、簡単ではございますが、この程度とさせていただきます。変更点につきましては、資料6の募集要項(案)に反映しており、下線を引いておりますので、御確認をお願いしたいと思います。説明は以上でございます。

【安保部会長】

ありがとうございます。

1点だけですが、前回の審議の際に、事務局から児童館部分は指定管理に準ずるという説明があり、それについては私の方から、指定管理に則して審査することに対する意見を指定管理委員会に求めることについて、事務局をお願いしておりました。その進捗はどうなっておりますでしょうか。

【小谷放課後児童育成担当課長】

御指示を受けまして、指定管理者選定委員会にご意見を伺うということで検討しておりましたが、指定管理者選定委員会は、条例で定める委員会になり、正確に言いますと、「京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」に規定する指定管理者を選定する委員会であり、今回の件は審議の対象外となってしまいますので、指定管理者選定委員会の委員の先生に対して、個別に内容を確認いただき、御意見を伺うということを考えております。

現在、事務局において確認していただく委員やその方法について調整させていただいているところですので、今回の選定部会で御提示できないことについては、御了解いただきたいと考えております。

次回の選定部会では、結果を御提示できるように現在調整を進めておりますので、よろしくお願いします。

【安保部会長】

分かりました。では、次回の部会の際にお願いいたします。

募集要項を確認していただいた委員から御指摘があった場合には、その点を募集要項に反映させて提出していただきますようお願いいたします。

そうしましたら、本日の審議は以上とさせていただいてよろしいでしょうか。

[全委員承諾]

【安保部会長】

そうしましたら、本日の審議はここまでとしたいと思います。次回以降については、募集要項等について議論していきたいと思います。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

【天川保育内容向上課長】

本日は長時間にわたり御審議いただき、誠にありがとうございました。

以上で、令和元年度第2回市営保育所移管先選定部会を終了させていただきます。

委員の皆様には、この後事務連絡がございますので、しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

傍聴の皆様におかれましては、お忘れ物のないよう御退出ください。